

## [事案 29-113] 契約無効請求

- 平成 30 年 2 月 15 日 和解成立

### <事案の概要>

新契約であることなどの説明がなかったことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあつたもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 12 月に終身保険を契約したが、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人が、連絡なしに自宅を訪問し、「保険の名称が新しくなったので切替えが必要」「大勢の対象者が順次切替えの手続きを行っている」等の説明をした。
- (2) 本契約の保障内容について説明はなく、パンフレットおよび設計書等も渡されていない。

### <保険会社の主張>

以下のとおり、募集人は、十分な説明をしており、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、「切替え」といった表現は使っていない。
- (2) 申込書には「保険契約申込書」と明記されており、申立人の自署押印がされている。
- (3) 設計書で 40~60 分、注意喚起情報で 20~30 分かけて説明し、設計書、注意喚起情報、ご契約のしおり、意向確認書等、交付すべき書類は全て交付した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、新契約の申込みではないと誤信して本契約を締結したことについて申立人には重大な過失があったが、以下の事情および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、既に同一会社で終身保険を契約している申立人に対し、さらに同額の死亡保障額の終身保険の契約を提案している。しかし、申立人には死亡保障を倍額にするニーズはなく、募集人はそのニーズを申立人に確認せず契約に至っている。
- (2) 募集人は、申立人に対し、訪問目的が指定代理請求制度の案内であることを冒頭に告げたと述べているが、本契約では指定代理請求人を指定する手続きが行われたものの、既契約では行われていない。このことは申立人が本契約の申込手続きを既契約の切替えと誤信した一因である。